

# 時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第二千六百十八號  
明治廿三年四月八日 火曜日  
舊曆庚寅二月十九日 (己未)

出刊時間  
入部時間  
出部時間  
入部時間  
出部時間  
入部時間  
出部時間  
入部時間  
出部時間  
入部時間

### 時事新報定價

時事新報一年三百六十五日一日も休刊せず其代價送  
送料廣告料ハ左ノ如シ  
一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百

### 時事新報廣告料前金

一行五部活字四部	一日限	六日限	七日以上
一行二部活字四部	一日限	六日限	七日以上
一行一部活字四部	一日限	六日限	七日以上
一行五部活字四部	一日限	六日限	七日以上
一行二部活字四部	一日限	六日限	七日以上
一行一部活字四部	一日限	六日限	七日以上

### 時事新報

廣輪に米の例を引く勿れ  
近來世上に廣輪を唱ふる者あり其論法は種々なれども其の多くは米の例を引き彼の國の道徳は云々にして其品行は云々ありとて米國米商を完全無垢の偶像として立てる者ありしも非ず論者が一種の想像を以て胸中に畫きたる耶蘇教國は如何にも清淨潔白なる可しと雖も其實際は決して然らず例へば彼の米國の如き實業極めて繁多にして遊民は割合に少くけれども私の想像は至て多き甚だしきは總館の主筆が旅館の人名帳を調べて一々廣告を配るなどの趣向ありと云ふ(或人の計算に據るの人口百分の五は娼妓なりと云ふ)然らば英國は如何と云ふに土地柄に因りて娼妓はあれども一會以て之を蔽へば密賣娼婦市も横行するの害にして倫敦府中掘きの場所にて夜の九時過ぎより市を行く婦人は十中八九娼妓なりと云ふも敢て娼妓に非ざる可し其他歐洲大陸に至れば公娼私娼打ち兼せて其數多し巴里、柏林、維也納、羅馬、阿姆斯特ダム、ブライッセル等を始めとして到る處娼妓の行はれざるなく或る人の説に佛國巴里府に遊ぶ者が同府にて賣す金額の中、凡そ其五分の一は公娼娼妓の手に落ちるの地例ありと云ふを見ても其一斑を知る可きあり又歐米諸國に對する風俗も云々云々著われば其實際は決して然らず勿論彼の國の習慣として公然之を著る者もなければも通常之を「vice」(癖)と稱して海外の地に據らしむる者甚だ多し蓋し西洋諸國の婦女は宗教の然らしむる所か其徳を著るまでの間は日本婦人などに比較して割合に耐忍強けれど一旦之を破りたる以上は永世消滅不可らざる罪業を犯したりと心得るもの、如く毒を吐れば罪まで云へる丁情を出して意を極端に流るるが故に其肉慾を恣にするの甚だしきは日本人などの殆んど夢想する能はざるものありと云ふ左れば我國の風俗も歐米人の道徳に云々なり然るに我國に公娼ありては其笑を招く可しと彼の國の例を引くとを而し歐米諸國道徳の腐敗は殆んど見る可きと云ふが故に我國は世界に先して娼妓を廢し實業を興し世界無比の先例を作る可しとて大に廣輪を主張せざる可らず蓋し廣輪の問題は吐

### 手形の先取權

文明諸國の人は實業取引に手形を用ひて正金を授受するものと極めて多し千八百八十一年英國人の調査したる所に據るに英國倫敦府にては府中の取引を百と見て其中手形九十七分紙幣二分貨幣一分の割合、又米國紐約府にては手形九十八分七、紙幣一分、貨幣等下三の割合なりと云ふ然るに我が日本國にては正に此割合を例にして紙幣貨幣の取引が百分の九十七八分を占め手形は僅々二分を占むるの比例にして斯くては尙舊通貨を増しても商賣社會の取引は其通貨の高丈に阻られ大規模を展むるも能はざるが故に近來金融逼迫等の事情に因り大藏省並に日本銀行其他我が國社會の士は東京に大坂に銀行者に謀り實業家に喚びて手形融通を獎勵し日本銀行も其手加減を以て成る可く手形の再割引を受くるの都合にして退ては融通の道も開くるとならんと雖も我が日本國にては維新の一舉を以て新舊通貨を破壊して商賣社會の信用も同時に動搖したるまじ、蓋し今日に引き移りて未だ新習慣を成さず現に大坂地方の如き舊幕時代の頃に在りては手形の融通甚だ廣くして商家の取引は都て信用に依賴したる由あるが維新後一時に壊れて今日未だ其舊狀を復する能はざるが如き其一端を見る可し然るに今手形を實際に行はれしめ商賣取引の方法を舊に復するのみならず西洋商賣國の實際を寫して更に其真に迫らんとするの注文なれば事固より容易なるに非ず我輩の所見を以てすれば今後其向きの局面に當る人は信用取引の事に關して鄭重を旨とするは勿論、彼の手形に就て之に先取の權を附するものと肝要なる可しと信す即ち手形を振り出したる商人が債權に因りて身代限する場合は其財產を公賣して先づ手形面の金額を引き去り之を其手形所持人に渡すの順序たる可きが故に自ら手形の實權を重からしめ振出人は前途を思ふて無暗に之を振出す、受取人は其實を知て之を受取るに躊躇せず然るに實業の爲め其間に融通し大に金融を助くることも爲る可し若しも然らずして今日の如く手形に特別の權利なく之を振出す者の責任は輕く之を受取る者はビクビクして恰も債權を抱くが如く期限到來して取れるか、取れぬか運を天に任するや々の地味にては我が國社會の士が口舌を以て何種手形を贊助するも今の信用益々世の中に迷に其通用額を増し金融を閉くの一助たるは容易の事に非ざる可し商賣

### 官報

朕明治二十三年度歳入歳出總豫算中左ノ金額ヲ創除ス  
御名 御璽  
四月四日  
大藏 大臣 伯耆松方正義

實利の事に關して新習慣を開かんと欲せば實利を以て之を導くの外ある可らず我輩が手形に先取權を附するの説も亦唯此點に根據するのみ手形融通論の唯しき今日、聊か經濟者の參考に供するものあり

朕明治二十三年度歳入歳出總豫算追加ノ件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム  
御名 御璽  
四月四日  
大藏 大臣 伯耆松方正義

朕明治二十三年度歳入歳出總豫算追加ノ件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム  
御名 御璽  
四月四日  
大藏 大臣 伯耆松方正義

朕明治二十三年度歳入歳出總豫算追加ノ件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム  
御名 御璽  
四月四日  
大藏 大臣 伯耆松方正義

### 官報

朕明治二十三年度歳入歳出總豫算中左ノ金額ヲ創除ス  
御名 御璽  
四月四日  
大藏 大臣 伯耆松方正義

朕明治二十三年度歳入歳出總豫算追加ノ件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム  
御名 御璽  
四月四日  
大藏 大臣 伯耆松方正義

朕明治二十三年度歳入歳出總豫算追加ノ件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム  
御名 御璽  
四月四日  
大藏 大臣 伯耆松方正義

朕明治二十三年度歳入歳出總豫算追加ノ件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム  
御名 御璽  
四月四日  
大藏 大臣 伯耆松方正義

朕明治二十三年度歳入歳出總豫算追加ノ件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム  
御名 御璽  
四月四日  
大藏 大臣 伯耆松方正義

### 官報

朕明治二十三年度歳入歳出總豫算中左ノ金額ヲ創除ス  
御名 御璽  
四月四日  
大藏 大臣 伯耆松方正義

朕明治二十三年度歳入歳出總豫算追加ノ件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム  
御名 御璽  
四月四日  
大藏 大臣 伯耆松方正義

朕明治二十三年度歳入歳出總豫算追加ノ件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム  
御名 御璽  
四月四日  
大藏 大臣 伯耆松方正義

朕明治二十三年度歳入歳出總豫算追加ノ件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム  
御名 御璽  
四月四日  
大藏 大臣 伯耆松方正義

朕明治二十三年度歳入歳出總豫算追加ノ件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム  
御名 御璽  
四月四日  
大藏 大臣 伯耆松方正義

### 官報

朕明治二十三年度歳入歳出總豫算中左ノ金額ヲ創除ス  
御名 御璽  
四月四日  
大藏 大臣 伯耆松方正義

朕明治二十三年度歳入歳出總豫算追加ノ件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム  
御名 御璽  
四月四日  
大藏 大臣 伯耆松方正義

朕明治二十三年度歳入歳出總豫算追加ノ件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム  
御名 御璽  
四月四日  
大藏 大臣 伯耆松方正義

朕明治二十三年度歳入歳出總豫算追加ノ件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム  
御名 御璽  
四月四日  
大藏 大臣 伯耆松方正義

朕明治二十三年度歳入歳出總豫算追加ノ件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム  
御名 御璽  
四月四日  
大藏 大臣 伯耆松方正義